

# 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（令和元年度）

## I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

## II 調 査 対 象

47 都道府県、20 政令指定都市及び 1,741 市区町村（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（注）政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

## III 調査基準日

調査時点は原則として平成 31 年 4 月 1 日現在であるが、調査項目の中には、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

## IV その他

本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。

## V 調査結果

### 1 男女共同参画に関する計画の整備

平成31年4月1日現在、全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定（平成30年4月1日現在、全都道府県・政令指定都市）。

平成31年4月1日現在、市区町村において、計画を策定しているのは1,361市区町村で、総数に占める割合は78.2%（うち市区は799で98.0%、町村は562で60.7%）（平成30年4月1日現在、1,335市区町村で76.7%（うち市区は791で97.2%、町村は544で58.7%））。計画の策定を検討しているのは97市区町村で、計画未策定の380市区町村のうち25.5%。

### 2 男女共同参画に関する条例

平成31年4月1日現在、千葉県を除く46都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定（平成30年4月1日現在、46都道府県・全政令指定都市）。

平成31年4月1日現在、市区町村において、条例を制定しているのは657市区町村で、総数に占める割合は37.7%（うち市区は492で60.4%、町村は165で17.8%）（平成30年4月1日現在、645市区町村で37.1%（うち市区は486で59.7%、町村は159で17.2%））。条例の制定を検討しているのは149市区町村で、条例未制定の1,084市区町村のうち13.7%。

### 3 審議会等委員への女性の登用

平成31年4月1日現在、法律又は政令により地方公共団体に設置されている審議会等委員に占める女性割合について、都道府県の審議会等は33.0%（平成30年4月1日現在32.6%）、市区町村の審議会等は26.8%（平成30年4月1日現在26.6%）。

なお、平成31年4月1日現在、都道府県防災会議に占める女性の割合は16.0%（平成30年4月1日現在15.7%）、市区町村の防災会議に占める女性の割合は8.7%（平成30年4月1日現在8.4%）で、女性委員のいない都道府県防災会議は0（平成30年4月1日現在0）。

### 4 女性公務員の採用及び登用状況

平成30年度、都道府県における地方公務員採用試験からの採用者の総数に占める女性の割合は35.3%（平成29年度35.1%）。そのうち大学卒業程度に占める女性の割合は32.7%（平成29年度31.7%）。

平成31年4月1日現在、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は10.3%（平成30年4月1日現在9.7%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は6.4%（平成30年4月1日現在6.4%）、本庁課長相当職は11.3%（平成30年4月1日現在10.5%）である。また、本庁課長補佐相当職は19.6%（平成30年4月1日現在19.0%）、本庁係長相当職は22.2%（平成30年4月1日現在22.6%）。

また、都道府県において、平成30年度初めて本庁課長相当職に昇任した者に占める女性の割合は11.8%（平成29年度11.5%）、本庁課長補佐相当職は21.6%（平成29年度22.9%）、本庁係長相当職は24.4%（平成29年度25.2%）。

平成31年4月1日現在、政令指定都市の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は14.8%（平成30年4月1日現在14.1%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は10.2%（平成30年4月1日現在9.5%）、本庁課長相当職は16.5%（平成30年4月1日現在15.8%）。また、本庁課長補佐相当職は22.1%（平成30年4月1日現在21.8%）、

本庁係長相当職は 26.2%（平成 30 年 4 月 1 日現在 25.8%）。

平成 31 年 4 月 1 日現在、市区町村の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 15.3%（平成 30 年 4 月 1 日現在 14.7%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は 9.5%（平成 30 年 4 月 1 日現在 8.8%）、本庁課長相当職は 17.2%（平成 30 年 4 月 1 日現在 16.7%）。また、本庁課長補佐相当職は 28.8%（平成 30 年 4 月 1 日現在 28.5%）、本庁係長相当職は 34.6%（平成 30 年 4 月 1 日現在 34.0%）。

## 5 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

平成 30 年度は、35 道府県・14 政令指定都市において、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施（平成 29 年度、34 都道府県・14 政令指定都市）。

また、35 都道府県・13 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中で男女共同参画や女性問題の講義等を実施（平成 29 年度、35 都道府県・15 政令指定都市）。

## 6 男女共同参画・女性のための総合的な施設

平成 31 年 4 月 1 日現在、45 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置し、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を実施（平成 30 年 4 月 1 日現在、45 都道府県・全政令指定都市）。

また、297 市区町村において、男女共同参画・女性のための施設を整備（平成 30 年 4 月 1 日現在、299 市区町村）。

## 7 令和元年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関する令和元年度予算は総額で約 110 億円（対前年度比 0.6%減）。

## 8 民間団体（女性団体等）とのネットワーク活動

平成 30 年度は、35 道府県・11 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織。定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施（平成 29 年度、37 道府県・12 政令指定都市）。

## 9 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、194 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言。

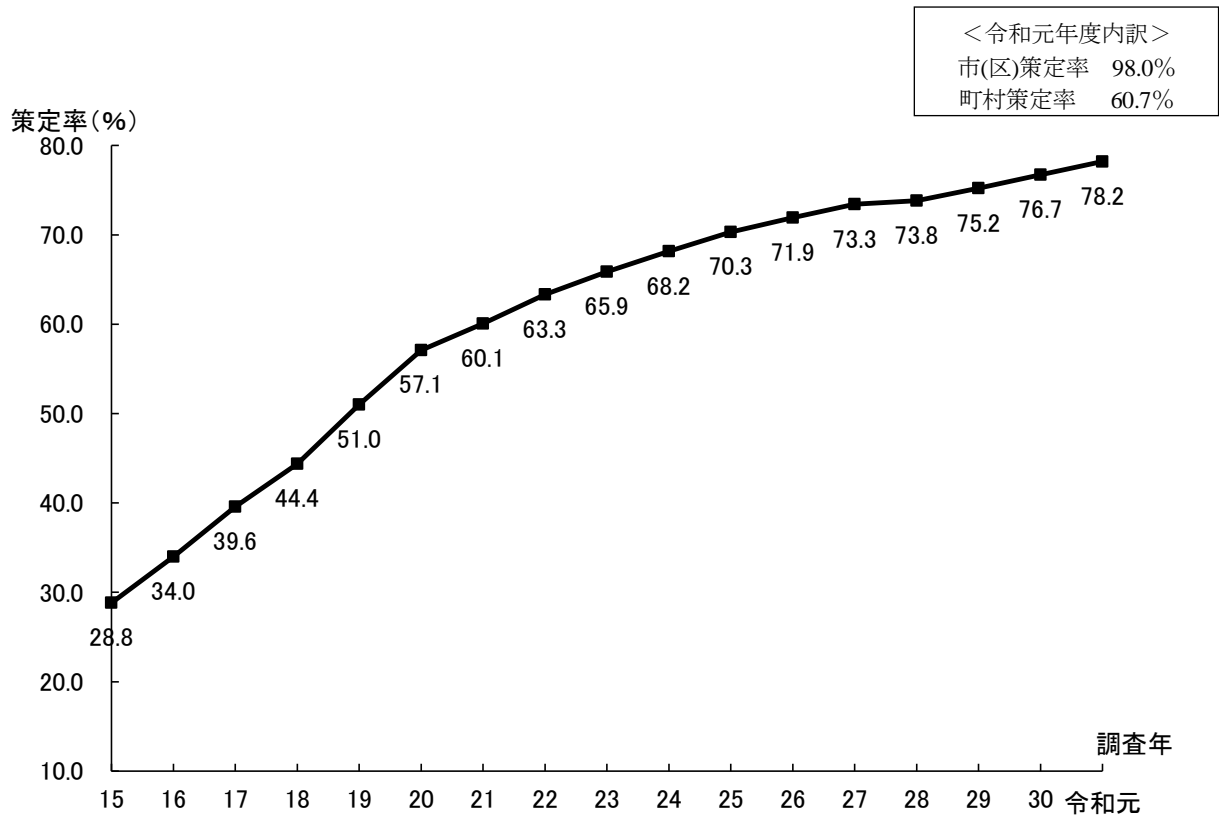
## 10 地方議会における両立支援状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、地方議会における出産に伴う欠席規定は、全都道府県（100%）、1,409 の市区町村（80.9%）において明文化されている。（平成 30 年 4 月 1 日現在、全都道府県、1,384）

平成 31 年 4 月 1 日現在、議員の利用できる保育施設等は 2 県、4 市町において設置等されており（平成 30 年 4 月 1 日現在、2 県、3 市町村）、保育場所は 2 県、28 市区町村において提供されている（平成 30 年 4 月 1 日現在、2 県、19 市町村）。授乳室等は、10 県、133 市区町村において設置又は提供されている（平成 30 年 4 月 1 日現在、9 県、110 市区町村）。

# 地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況

## 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。